

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第273回 中国『反不正競争法』の再改正

長期にわたる改正草案の意見募集、討論、審議を経て、中国全国人民代表大会常務委員会（以下、「全人代」という。）は、2025年6月27日に新たに改正された『反不正競争法』（以下、「本法」という。）を正式に可決した。本法は2025年10月15日より施行される。今回は、日系企業が特に注目すべき本法の改正ポイントについて解説する。

◇従業員の不正行為の定性分析が必要となるケース

日系中国現地法人A社は、通報ホットラインから得た手掛かりをもとに調査を進め、同社B氏にディーラーからの不正な金銭受取行為があったことを突き止めた。B氏の行為が収賄罪か業務上横領罪のどちらに該当するかは事件の管轄等に影響するため、弁護士が分析を進めたところ、B氏の行為には2つの犯罪事実が存在し、その定性的結論も異なることが見えてきた。

1、A社とディーラー間の取引過程そのものはすべて正常であり、B氏は出荷と入金には関わっていなかったが、取引完了後にディーラーの社長が個人的にB氏に一定の金額を渡していた。この行為はB氏による収賄、及びディーラーの社長による贈賄に該当する。

2、B氏は販促名目でA社に販促品を申請し、後日その販促品を市場販売価格の70%で私的にディーラーに販売し、ディーラーから直接代金を受け取っていた。この一連の行為は、B氏による業務上横領、及びディーラーによる盗品販売幫助に該当する。

上記のように2つの犯罪事実が同時に存在する場合、各状況に対応する管轄規則を同時に適用できる。最終的にA社は業務上横領の管轄規則に沿って事件を扱い、B氏の法的責任を追及した。

◇本法改正後の重要ポイント

概括すると、今回は全面的で大規模な改正ではなく、いくつかの重点分野に絞った改正となっている。

1、本法の目的として不正競争行為の予防を新たに追加。

2、混同行為を禁止する保護対象範囲を拡大し、ニューメディアのアカウント名、アプリケーション名、アイコン等を加えるとともに、以下を禁止する規定を新規追加。

（1）他人の登録商標や未登録の馳名商標を企業の商号に無断使用すること。

（2）他人が一定程度の影響力を有している商品名や企業名（略称、屋号等を含む）等を自身の検索キーワードとして無断設定すること。

（3）他人の混同行為を幫助すること。

- 3、虚偽レビュー行為を虚偽宣伝の禁止対象として追加。
- 4、虚偽情報又は誤導する情報を事業者が他人に捏造・伝播させる行為を禁止する内容を追加。
- 5、商業賄賂の規制に、贈賄が収賄と同様に禁止されることを明記。
- 6、懸賞付き販売について、懸賞付き販売活動開始後は正当な理由なく賞品引換条件や賞金金額、賞品等を変更してはならないことを規定。
- 7、インターネット上で生産経営活動に従事する事業者に対する以下の規定を新規追加。
 - (1) 詐欺、脅迫、及び技術管理措置の回避又は破壊等の手段によって、他の事業者の合法的データを取得、使用してはならない。
 - (2) プラットフォーム規則を濫用し、虚偽取引、虚偽レビュー又は悪意による返品等の行為を直接又は間接的に実行してはならない。
- 8、プラットフォーム経営者に対する以下の規定を新規追加。
 - (1) プラットフォーム上の事業者に対し、自身の価格設定規則を基準に原価割れ価格で商品を販売するよう強制してはならない。
 - (2) プラットフォームサービス合意及び取引規則においてプラットフォーム内公平競争規則を明確にし、不正競争苦情通報及び紛争処理メカニズムを構築するとともに、プラットフォーム上の事業者による不正競争行為を速やかに処理しなければならない。
- 9、大企業等の経営者は自社の資本、技術、取引ルート、業界影響力等の面における優位な地位を濫用してはならず、中小企業に明らかに不合理な取引条件を設定してはならないことを新たに規定。
- 10、法執行部門が事業者の法定代表者又は責任者との行政指導面談を行い、改善措置を要求できることを新たに規定。
- 11、賄賂行為のある事業者に対しては、企業自体だけでなく、個人的責任を負う法定代表者や主要責任者及び直接責任者も処罰対象となるなど、行政処罰基準を大幅に引き上げ。
- 12、本法が域外適用効力を有するという規定を追加。

◇日系企業へのアドバイス

『反不正競争法』は市場主体の活動規範における重要な法律である。改正された『反不正競争法』が間もなく施行されることに伴い、自社のコンプライアンス経営の見直しとともに、今後不正競争行為に直面した場合は、本法を適時運用した確実な対応が求められる。